

写真業者撮影運用細則

全国中学校体育大会各競技の選手撮影をする写真業者は、公益財団法人日本中学校体育連盟（以下「本連盟」という）の個人情報保護方針に基づき作成された「（公財）日本中学校体育連盟個人情報保護規程」に従うとともに、その第 26 条に掲げる事項として、以下を確認し了解のもとに撮影販売をすること。

- 1 写真業者とは、本連盟主催の全国中学校体育大会各競技への参加選手を撮影し、営利を目的として選手・チームに販売する者をいう。
- 2 本連盟主催の全国中学校体育大会各競技の写真業者は、本連盟の賛助会員でなければ、全国中学校体育大会の各競技を撮影することはできない。
- 3 本連盟と賛助会員である写真業者は、「覚書」を交わし内容を確認する（一般賛助会員加入時）。「覚書」「運用細則」に違反した業者は次年度の撮影許可は与えない。
- 4 写真業者は、「公益財団法人日本中学校体育連盟 選手撮影許可要項」に記載されている期日迄に写真撮影のための手続きを完了しないと、その年度の大会撮影は許可されない。
- 5 撮影用ピブスを着用していない写真業者、報道用ピブスを着用していない報道関係カメラマン・スポーツ雑誌カメラマンの撮影は許可しない。
- 6 1つの競技に多数の写真業者が撮影許可を申し込み、大会運営に支障をきたしかねない場合は、最終的に開催地各競技責任者・競技の写真担当者と協議し撮影人数を制限する。
- 7 「個人情報保護方針」及び「個人情報保護規程」が整備されていない写真業者は撮影許可を与えない。
- 8 インターネット販売については、本連盟と協議する。許可なしにインターネット販売を行った業者は、次年度より全国中学校体育大会の撮影は許可しないととも賛助会員の資格もなくなる。又、写真撮影についても公序良俗に反した行為をした写真業者も次年度から撮影は許可されない。
- 9 全国中学校体育大会中央連絡会（五者会議）で「選手撮影許可要項について」の確認をして徹底を図る。
- 10 個人情報保護の立場から、大会プログラムの中に「本競技会には（公財）日本中学校体育連盟の許可を受け、選手を撮影するカメラマンがいますが、撮影された選手の写真は、本人又はチーム以外には販売もしくは配布することはいたしません。（但し、報道・スポーツ雑誌は除く）」の文言を掲載する。

附則

- 1 この細則は、平成 18 年度全国中学校体育大会から施行する。
- 2 平成 25 年 5 月 17 日改正。